

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3150855号
(U3150855)

(45) 発行日 平成21年6月4日(2009.6.4)

(24) 登録日 平成21年5月13日(2009.5.13)

(51) Int.Cl.

A 61 M 35/00 (2006.01)
A 61 K 9/70 (2006.01)

F 1

A 61 M 35/00
A 61 K 9/70 4 O 1

評価書の請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 13 頁)

(21) 出願番号

実願2009-1516 (U2009-1516)

(22) 出願日

平成21年3月16日 (2009.3.16)

(73) 実用新案権者 508262168

小川 和代

東京都江東区東陽5丁目26番1号

(74) 代理人 100110434

弁理士 佐藤 勝

(74) 代理人 100117547

弁理士 須田 浩史

(72) 考案者 小川 和代

東京都江東区東陽5丁目26番1号

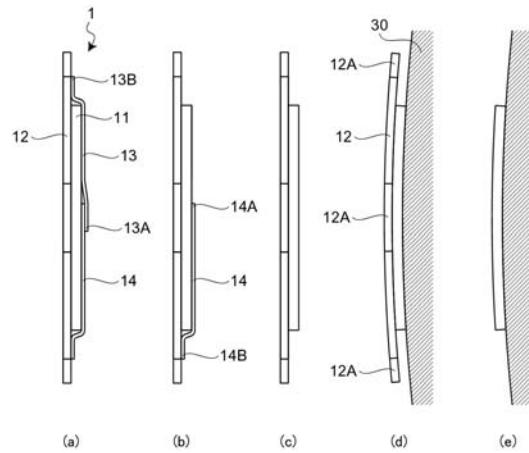
(54) 【考案の名称】形状保持貼り薬

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】筋肉痛等を生じている患部が手の届き難い背中等でも、貼り薬の柔軟性を損なうことなく、且つ貼り薬の形状を維持させた状態で患部に確実に貼り付けることができ、患部に対して貼り薬の薬効を十分に伝えられる貼り薬を提供する。

【解決手段】シート状の貼り薬11と、前記貼り薬の一面を剥離可能に被覆する保護部材13, 14と、前記貼り薬の他面の外周部のみを剥離可能に被覆する形状保持部材12とを有し、複数枚の前記貼り薬、前記保護部材、及び前記形状保持部材が円周状又は多面体状に巻き形状保持貼り薬を構成する。

【選択図】図2



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

シート状の貼り薬と、
 前記貼り薬の一面を剥離可能に被覆する保護部材と、
 前記貼り薬の他面の外周部のみを剥離可能に被覆する形状保持部材とを有し、
 複数枚の前記貼り薬、前記保護部材、及び前記形状保持部材が円周状又は多面体状に巻
 かれて形成されていること
 を特徴とする形状保持貼り薬。

【請求項 2】

前記貼り薬は、ミシン目状に切断された切れ目部を有し、
 前記切れ目部に沿って隣接する前記貼り薬が切断されること
 を特徴とする請求項 1 に記載の形状保持貼り薬。

【請求項 3】

前記形状保持部材は、指で掴むための掴み部を備えていること
 を特徴とする請求項 1 に記載の形状保持貼り薬。

【請求項 4】

前記形状保持部材は、ポリエステルフィルムにより形成されていること
 を特徴とする請求項 1 に記載の形状保持貼り薬。

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本考案は、手の届き難い背中等でも形状を維持させた状態で確実に貼り付けることができる貼り薬に関する。

【背景技術】**【0002】**

従来、貼り薬には、所定の硬度を有したシートを貼り薬の裏面に容易に剥離できるよう
 に接着しておき、貼り薬を身体に貼り付けた後にシートを剥離する構成がある（例えば、
 特許文献 1 参照。）。

【0003】

また、貼り薬には、直接目視できない身体の裏面部分であっても、両手で操作すること
 により身体に貼り付けることができる補助器具に関する構成がある（例えば、特許文献 2
 参照。）。

【先行技術文献】**【特許文献】****【0004】**

【特許文献 1】特開 2003 - 113076 号公報

【特許文献 2】特許第 4184382 号公報

【考案の概要】**【考案が解決しようとする課題】****【0005】**

しかしながら、前述の構成では、貼り薬の形状を維持するために用いられるシートに起
 因して貼り薬の柔軟性が損なわれ、筋肉痛等を生じている患部に適切に貼り薬を貼り付
 くことができない問題があった。また、筋肉痛等を生じている患部に適切に貼り薬を貼り付
 けるために、専用の器具が必要となる問題点があった。

【0006】

そこで、本考案は前述の技術的な課題に鑑み、筋肉痛等を生じている患部が手の届き難
 い背中等でも、貼り薬の柔軟性を損なうことなく、且つ貼り薬の形状を維持させた状態で
 患部に確実に貼り付けることができ、患部に対して貼り薬の薬効を十分に伝えられる貼り
 薬の提供を目的とする。

【課題を解決するための手段】

10

20

30

40

50

【0007】

前述の課題を解決すべく、本考案に係る形状保持貼り薬は、シート状の貼り薬と、前記貼り薬の一面を剥離可能に被覆する保護部材と、前記貼り薬の他面の外周部のみを剥離可能に被覆する形状保持部材とを有し、複数枚の前記貼り薬、前記保護部材、及び前記形状保持部材が円周状又は多面体状に巻かれて形成されていることを特徴とする。

【考案の効果】

【0008】

本考案に係る形状保持貼り薬によれば、筋肉痛等を生じている患部が手の届き難い背中等でも、貼り薬の柔軟性を損なうことなく、且つ貼り薬の形状を維持させた状態で患部に確実に貼り付けることができ、患部に対して貼り薬の薬効を十分に伝えられる。

10

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】本考案の第1の実施形態の形状保持貼り薬を示す構成図であり、(a)は裏面側から形状保持貼り薬を見た構成図、(b)は側面側から形状保持貼り薬を見た構成図、(c)は患部への貼り付け面側から形状保持貼り薬を見た構成図である。

【図2】本考案の第1の実施形態の形状保持貼り薬の使用法を示す模式図であり、(a)乃至(e)は形状保持貼り薬を患部に貼り付ける動作を順に示す模式図である。

20

【図3】本考案の第1の実施形態の形状保持貼り薬を使用している状態を示す模式図であり、(a)は患部に貼り付けた貼り薬から形状保持部材を剥がす前の状態を示す模式図、(b)は患部に貼り付けた貼り薬から形状保持部材を剥がした後の状態を示す模式図である。

【図4】本考案の第2の実施形態の形状保持貼り薬を示す構成図であり、(a)は裏面側から形状保持貼り薬を見た構成図、(b)は側面側から形状保持貼り薬を見た構成図、(c)は患部への貼り付け面側から形状保持貼り薬を見た構成図である。

【図5】本考案の第3の実施形態の円周状に巻いて形成した複数枚の形状保持貼り薬を示す斜視図である。

【図6】本考案の第3の実施形態の形状保持貼り薬をホルダに収納した状態を示す斜視図である。

30

【考案を実施するための形態】

【0010】

以下、本考案の形状保持貼り薬1に係る好適な実施形態について図面を参照しながら説明する。なお、本考案の形状保持貼り薬1は、以下の記述に限定されるものではなく、本考案の要旨を逸脱しない範囲において、適宜変更可能である。

40

【0011】

[第1の実施形態]

まず、本実施形態の形状保持貼り薬1の構成について、図1を参照しながら具体的に説明する。なお、図1は形状保持貼り薬1を示す構成図であり、さらに図1(a)は裏面側から形状保持貼り薬1を見た構成図、同様に図1(b)は側面側から形状保持貼り薬1を見た構成図、同様に図1(c)は患部への貼り付け面側から形状保持貼り薬1を見た構成図である。

【0012】

本考案に係る形状保持貼り薬1は、筋肉痛等を生じている患部が手の届き難い背中等であることから、貼り薬11を患部に対して貼り付けることが困難であっても、貼り薬11を撓ませたり又は歪ませたりすることなく患部にしっかりと貼り付けることができる。この様な形状保持貼り薬1は、貼り薬11、形状保持部材12、上部保護部材13、及び下部保護部材14から構成される。以下、形状保持貼り薬1を構成する各構成部材について、図1(a)乃至(c)を参照しながら説明する。

【0013】

形状保持貼り薬1を構成する貼り薬11は、筋肉痛等が生じている患部に貼り付けることにより鎮痛消炎効果をもたらす。この様な貼り薬11は、サリチル酸メチル及びL-メ

50

ントール等を含有したシートから成り、例えば略長方形状に形成されている。また、貼り薬 1 1 の薬効を有する表面には、図 1 (b) に示すように、後述する上部保護部材 1 3 及び下部保護部材 1 4 が剥離可能に被膜されている。また、貼り薬 1 1 の裏面には、後述する形状保持部材 1 2 が剥離可能に被覆されている。

【 0 0 1 4 】

また、形状保持貼り薬 1 を構成する形状保持部材 1 2 は、本考案に係る重要な構成部材である。この様な形状保持部材 1 2 は、例えば筋肉痛が生じている患部が手の届き難い背中の場合でも、貼り薬 1 1 の形状を維持させた状態で確実に貼り付けるためのものである。具体的には、形状保持部材 1 2 は、例えばポリエステルフィルムから成り、例えば略長方形状に形成されている。また、該略長方形状部には貼り薬 1 1 の外形形状より小さい開口部 1 2 B が設けられている。したがって、形状保持貼り薬 1 を構成する形状保持部材 1 2 は、貼り薬 1 1 裏面の中央部 1 1 A には被覆せず、貼り薬 1 1 裏面の外周部 1 1 B のみを剥離可能に被覆している。このため、貼り薬 1 1 の柔軟性を損なうことなく、貼り薬 1 1 の形状を維持することが可能である。また、該略長方形状の各辺には掴み部 1 2 A が設けられている。該掴み部 1 2 A は、例えば略半円形状に形成され、指先で容易に掴むことができる。

10

【 0 0 1 5 】

また、形状保持貼り薬 1 を構成する上部保護部材 1 3 は、貼り薬 1 1 の表面を被覆することにより、貼り薬 1 1 から薬効成分が揮発したり、又は貼り薬 1 1 に浮遊微粒子等の不純物が付着すること等を防止する。この様な上部保護部材 1 3 は、材質が紙等から成り、例えば略長方形状に形成され、貼り薬 1 1 表面の約半分を剥離可能に被覆する。また、下部保護部材 1 4 は、上部保護部材 1 3 と同様の仕様及び形状から構成される。なお、下部保護部材 1 4 は、上部保護部材 1 3 が被覆していない貼り薬 1 1 表面を剥離可能に被覆する。また、図 1 (b) に示すように、下部保護部材 1 4 の端部 1 4 A は、上部保護部材 1 3 の端部 1 3 A を剥離可能に被覆する。同様に、上部保護部材 1 3 の端部 1 3 A 及び下部保護部材 1 4 の端部 1 4 B は、形状保持部材 1 2 の一部をそれぞれ剥離可能に被覆する。

20

【 0 0 1 6 】

次に、本実施形態の形状保持貼り薬 1 の使用について、図 2 を参照しながら具体的に説明する。なお、図 2 は形状保持貼り薬 1 の使用法を示す模式図であり、さらに図 2 (a) 乃至 (e) は形状保持貼り薬 1 を患部 3 0 に貼り付ける動作を順に示す模式図である。

30

【 0 0 1 7 】

形状保持貼り薬 1 の使用に関し、使用前の状態の形状保持貼り薬 1 を図 2 (a) に示す。ここで、上部保護部材 1 3 の端部 1 3 A 又は端部 1 3 B 等を指先で摘み、貼り薬 1 1 から上部保護部材 1 3 を剥がすと、図 2 (b) に示すような状態になる。次に、下部保護部材 1 4 の端部 1 4 A 又は端部 1 4 B 等を指先で摘み、貼り薬 1 1 から下部保護部材 1 4 を剥がすと、図 2 (c) に示すような状態になる。なお、この様な図 2 (c) に示す状態では、貼り薬 1 1 の裏面側に形状保持部材 1 2 が装着されているため、貼り薬 1 1 の形状は維持される。すなわち、貼り薬 1 1 の形状が撓んだり又は歪んでしまうことが無い。次に、図 2 (d) に示すように、形状保持部材 1 2 が貼り薬 1 1 に装着された状態で、貼り薬 1 1 を例えば筋肉痛が生じている患部 3 0 に貼り付ける。

40

【 0 0 1 8 】

また、形状保持貼り薬 1 の使用に関し、従来の貼り薬 1 1 は、形状保持部材 1 2 に相当する構成が無かったことから、貼り薬 1 1 の形状が撓んだり又は歪んでしまい、例えば筋肉痛が生じている患部 3 0 が手の届き難い背中の場合には、貼り薬 1 1 を患部 3 0 にしっかりと貼り付けることが困難であった。最後に、図 2 (e) に示すように、形状保持部材 1 2 に設けられた掴み部 1 2 A 等を指先で摘み、形状保持部材 1 2 を貼り薬 1 1 から剥がす。したがって、例えば筋肉痛が生じている患部 3 0 が手の届き難い背中の場合でも、貼り薬 1 1 の形状を撓ませたり又は歪ませること無く、患部 3 0 に対して貼り薬 1 1 をしっかりと貼り付けることができる。

【 0 0 1 9 】

50

次に、本実施形態の形状保持貼り薬1を使用している状態について、図3を参照しながら具体的に説明する。なお、図3は形状保持貼り薬1を使用している状態を示す模式図であり、さらに図3(a)は患部30に貼り付けた貼り薬11から形状保持部材12を剥がす前の状態を示す模式図、同様に図3(b)は患部30に貼り付けた貼り薬11から形状保持部材12を剥がした後の状態を示す模式図である。

【0020】

形状保持貼り薬1は、貼り薬11の裏面側に形状保持部材12を装着した状態で患部30に貼り付けられる。したがって、図3(a)に示すように、例えば筋肉痛が生じている患部30が手の届き難い背中の場合でも、貼り薬11の形状を維持させた状態で確実に貼り付けることができる。その後、図3(b)に示すように、形状保持部材12を貼り薬11から剥がし、貼り薬11の形状が維持された状態で使用することにより、貼り薬11の薬効が患部30に十分に伝わる。

10

【0021】

以上、第1の実施形態に係る形状保持貼り薬1によれば、筋肉痛等を生じている患部30が手の届き難い背中でも、貼り薬11の形状を維持させた状態で確実に貼り付けることができる。具体的には、形状保持貼り薬1を構成する形状保持部材12は、貼り薬11裏面の中央部11Aには被覆せず、貼り薬11裏面の外周部11Bのみを剥離可能に被覆している。このため、貼り薬11の柔軟性を損なうことなく、貼り薬11の形状を維持することができる。したがって、貼り薬11の形状が維持された状態で使用できるため、患部30に対して貼り薬11の薬効を十分に伝えることができる。

20

【0022】

[第2の実施形態]

次に、本実施形態の形状保持貼り薬2の構成について、図4を参照しながら説明する。なお、図4は形状保持貼り薬2を示す構成図であり、さらに図4(a)は裏面側から形状保持貼り薬2を見た構成図、同様に図4(b)は側面側から形状保持貼り薬2を見た構成図、同様に図4(c)は患部30への貼り付け面側から形状保持貼り薬2を見た構成図である。

20

【0023】

ここで、第2の実施形態においては、第1の実施形態では設けた形状保持部材12の掴み部12Aに相当する部材を用いないことに特徴を有し、それ以外の形状保持貼り薬2に係る構成は、第1の実施形態で述べた形状保持貼り薬1の構成と同様である。すなわち、形状保持貼り薬2を構成する貼り薬21、形状保持部材22、上部保護部材23、及び下部保護部材24は、形状保持貼り薬1を構成する貼り薬11、形状保持部材12、上部保護部材13、及び下部保護部材14とそれぞれ同様の仕様である。

30

【0024】

以上、第2の実施形態に係る形状保持貼り薬2によれば、第1の実施形態に係る形状保持貼り薬1と同様に、筋肉痛等を生じている患部30が手の届き難い背中でも、貼り薬11の形状を維持させた状態で確実に貼り付けることができる。具体的には、形状保持貼り薬2を構成する形状保持部材22は、貼り薬21裏面の中央部21Aには被覆せず、貼り薬21裏面の外周部21Bのみを剥離可能に被覆している。このため、貼り薬21の柔軟性を損なうことなく、貼り薬21の形状を維持することが可能である。したがって、貼り薬11の形状が維持された状態で使用できるため、患部30に対して貼り薬11の薬効を十分に伝えることができる。また、第2の実施形態に係る形状保持貼り薬2によれば、第1の実施形態では設けた形状保持部材12の掴み部12Aに相当する部材を用いないことから、形状保持貼り薬2の製造コストを削減することができる。

40

【0025】

[第3の実施形態]

次に、本実施形態の形状保持貼り薬40の構成について、図5及び図6を参照しながら説明する。なお、図5は円周状に巻いて形成した複数枚の形状保持貼り薬40を示す斜視図である。また、図6は形状保持貼り薬40をホルダ50に収納した状態を示す斜視図で

50

ある。

【0026】

ここで、第3の実施形態の形状保持貼り薬40は、第2の実施形態に係る形状保持貼り薬2を円周状又は多面体状に巻いて形成していることに特徴を有し、それ以外の形状保持貼り薬40は係る構成は、第2の実施形態で述べた形状保持貼り薬2の構成と同様である。このため、第3の実施形態においては、第2の実施形態と異なる構成を中心にして具体的に説明する。

【0027】

形状保持貼り薬40は、図5に示すように、例えば材質が硬質紙材から成り円筒形状部から形成された軸材41に対して、連結された複数枚の形状保持貼り薬2を巻き付けることにより構成されている。ここで、形状保持貼り薬2の貼り薬21の端面には、ミシン目状に切断された切れ目部2Aが設けられ、該切れ目部2Aに沿って、隣接する形状保持貼り薬2を1枚ずつ容易に切断することができる。なお、隣接する形状保持貼り薬2に係る形状保持部材22、上部保護部材23、及び下部保護部材24は、互いに分離した状態で形成されている。また、形状保持貼り薬40は、上述した軸材41に対して、連結された複数枚の形状保持貼り薬1を巻き付けることにより構成しても良い。

10

【0028】

この様な形状保持貼り薬40は、図6に示すように、例えばホルダ50に収納して使用することができる。該ホルダ50は、支持台51、切り歯52、付勢蓋53、付勢バネ54から構成される。以下、ホルダ50を構成する各部材について説明する。支持台51は、例えばプラスチックから成り湾曲した板状部から形成され、形状保持貼り薬40を下部から回転可能に支持する。また、切り歯52は、例えばプラスチックから成り先端に複数の凹凸を有する板状部から形成され、形状保持貼り薬2の貼り薬21の端面に形成された切れ目部2Aに圧接させることにより、形状保持貼り薬2を1枚ずつ切断する。なお、切り歯52は、支持台51に接続されている。また、付勢蓋53は、例えばプラスチックから成り湾曲した板状部から形成され、形状保持貼り薬40を上部から回転可能に付勢する。また、付勢バネ54は、付勢蓋53及び支持台51にそれぞれ係合され、支持台51に収納した形状保持貼り薬40を付勢蓋53により付勢させて保持する。

20

【0029】

以上、第3の実施形態に係る形状保持貼り薬40によれば、第2の実施形態に係る形状保持貼り薬2と同様に、筋肉痛等を生じている患部30が手の届き難い背中でも、貼り薬11の形状を維持させた状態で確実に貼り付けることができる。さらに、第3の実施形態に係る形状保持貼り薬40によれば、円周状又は多面体状に巻いて形成した形状保持貼り薬40をホルダ50に収納しておき、形状保持貼り薬2の貼り薬21に形成された切れ目部2Aに沿って、隣接する形状保持貼り薬2を1枚ずつ容易に切断することができる。したがって、病院、接骨院、スポーツジム等の大量に貼り薬を使用する施設に対して、形状保持貼り薬40を導入すれば、貼り薬の使用を容易にすることができる。

30

【0030】

なお、上述した第1乃至第3の実施形態においては、形状保持貼り薬を、一例として筋肉痛の症状を緩和する貼り薬として説明した。しかし、上述の構成に限定されることはなく、形状保持貼り薬を、例えば体を温めて血行を改善する保温材として構成しても良い。

40

【符号の説明】

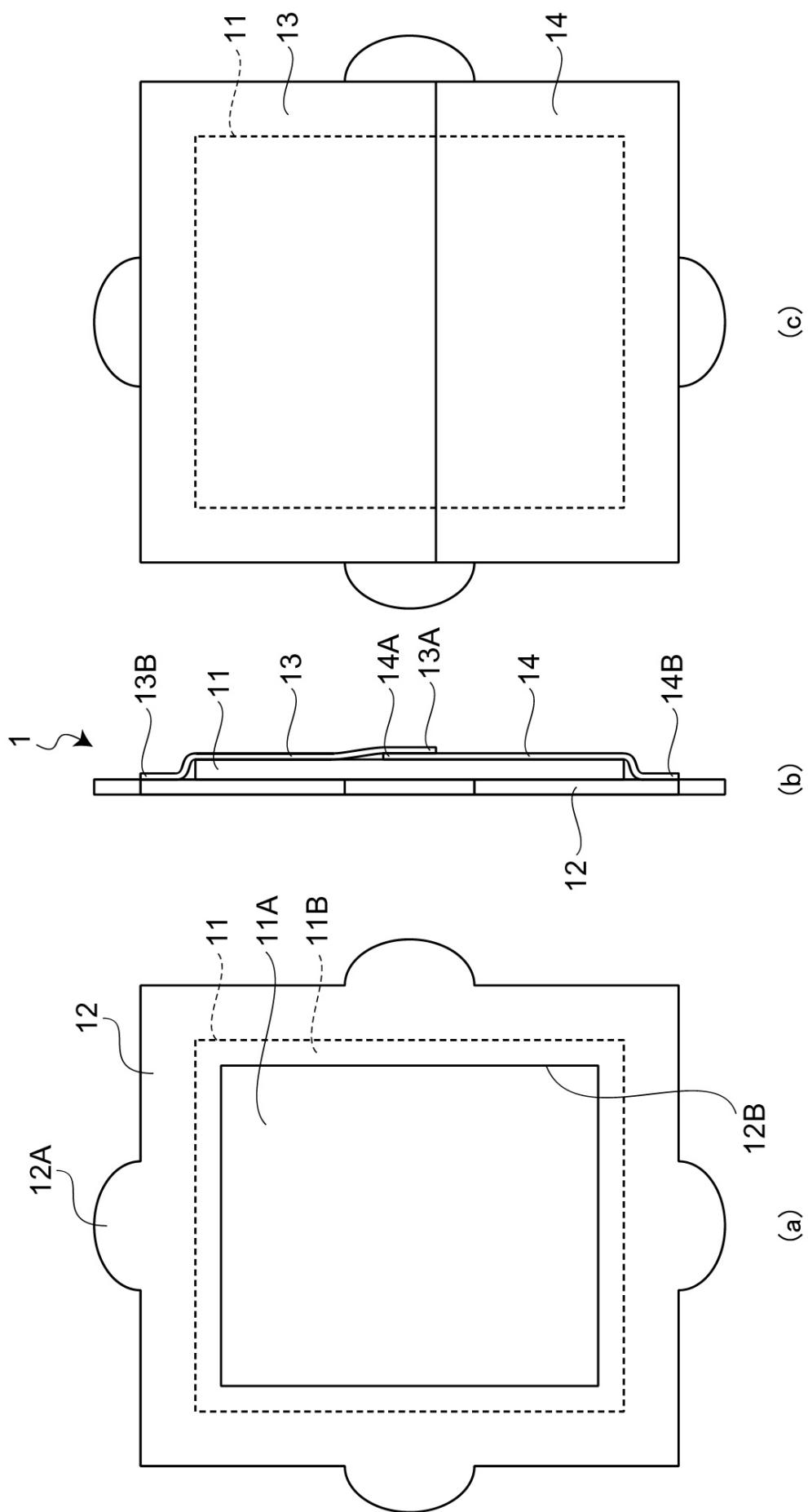
【0031】

- 1 形状保持貼り薬
- 2 形状保持貼り薬
- 2A 切れ目部
- 11 貼り薬
- 11A 中央部
- 11B 外周部
- 12 形状保持部材

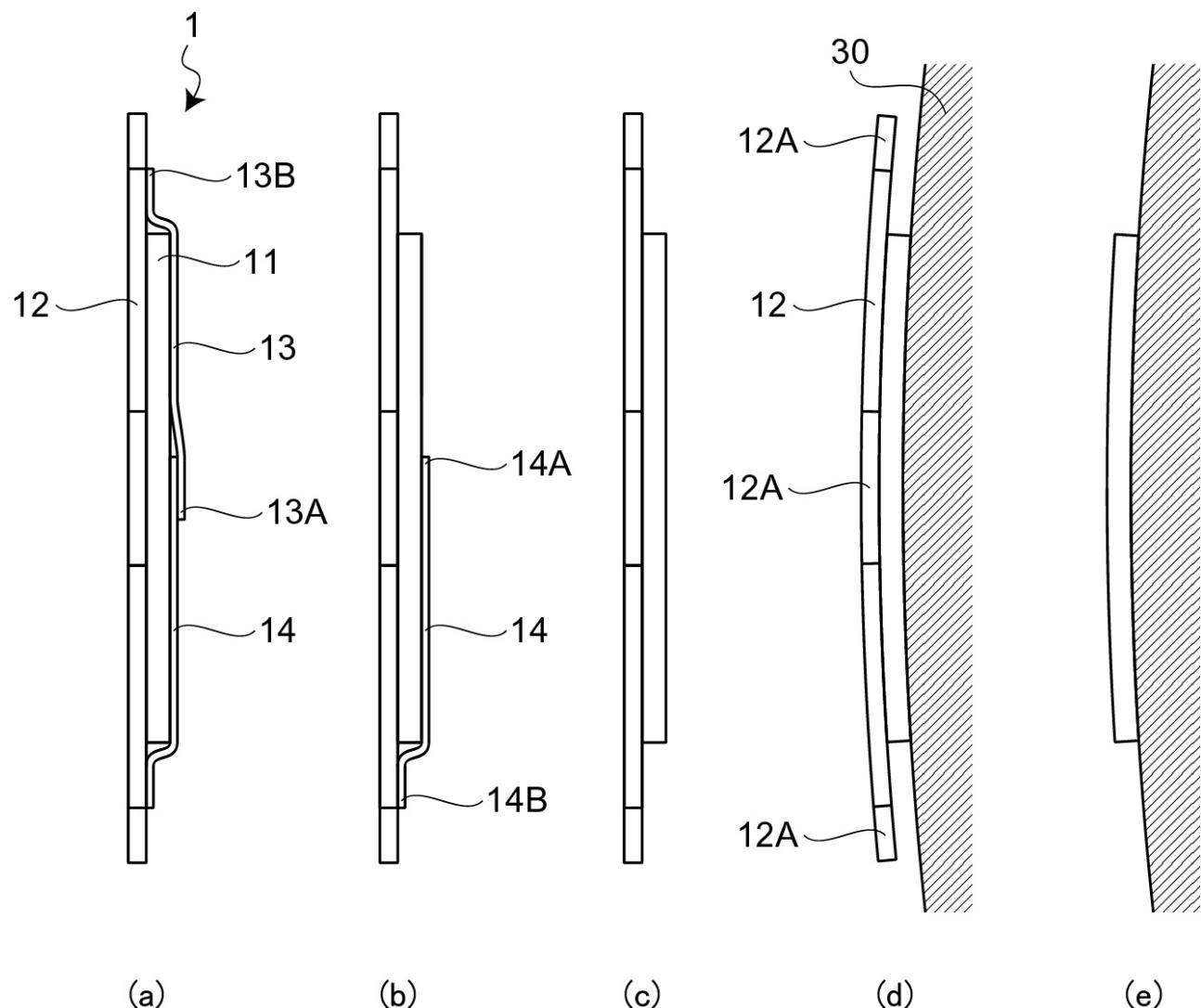
50

1 2 A	掴み部	
1 2 B	開口部	
1 3	上部保護部材	
1 3 A , 1 3 B	端部	
1 4	下部保護部材	
1 4 A , 1 4 B	端部	
2 1	貼り薬	
2 1 A	中央部	
2 1 B	外周部	
2 2	形状保持部材	10
2 2 B	開口部	
2 3	上部保護部材	
2 3 A , 2 3 B	端部	
2 4	下部保護部材	
2 4 A , 2 4 B	端部	
3 0	患部	
4 0	形状保持貼り薬	
4 1	軸材	
5 0	ホルダ	
5 1	支持台	20
5 2	切り歯	
5 3	付勢蓋	
5 4	付勢バネ	

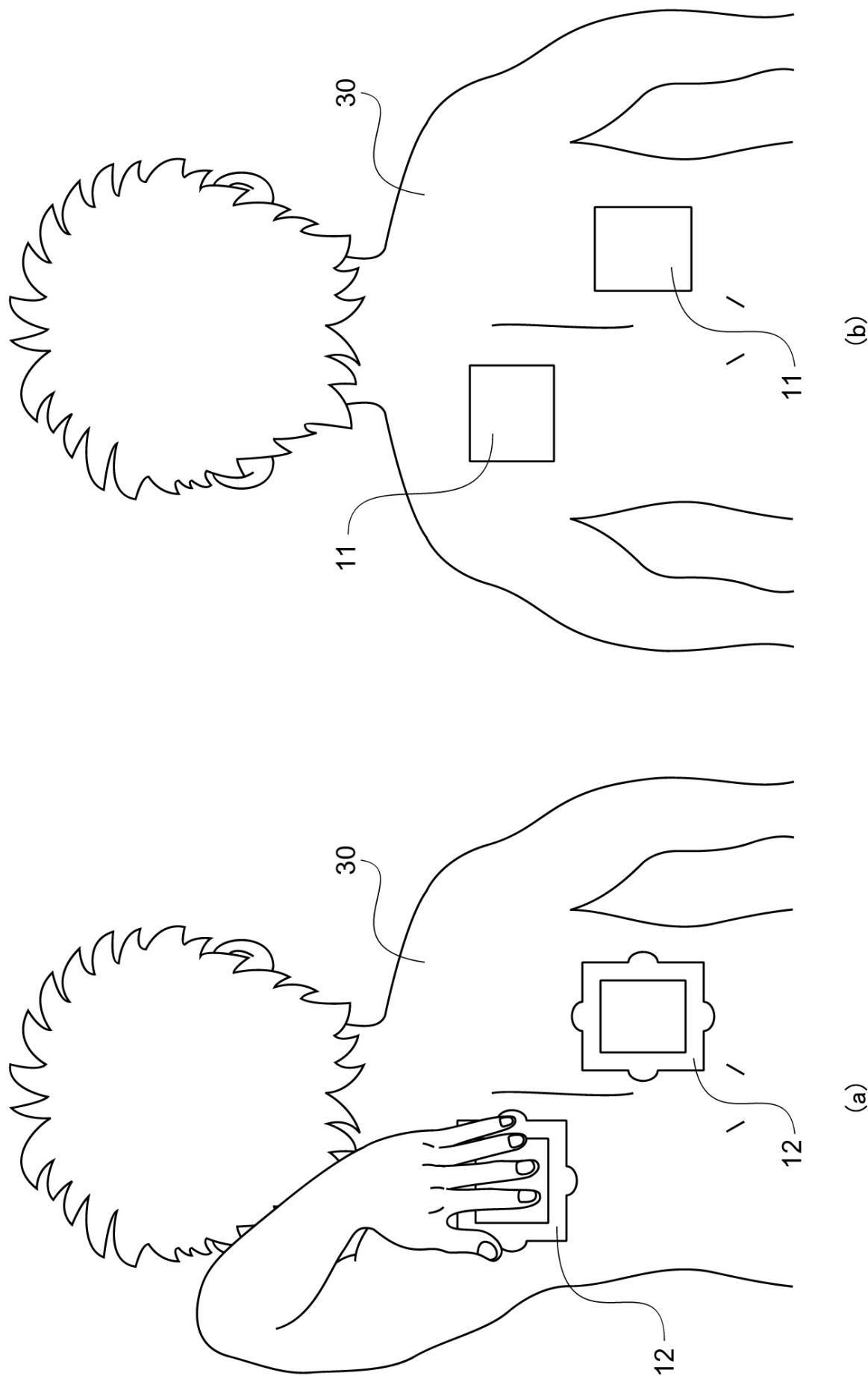
【図 1】



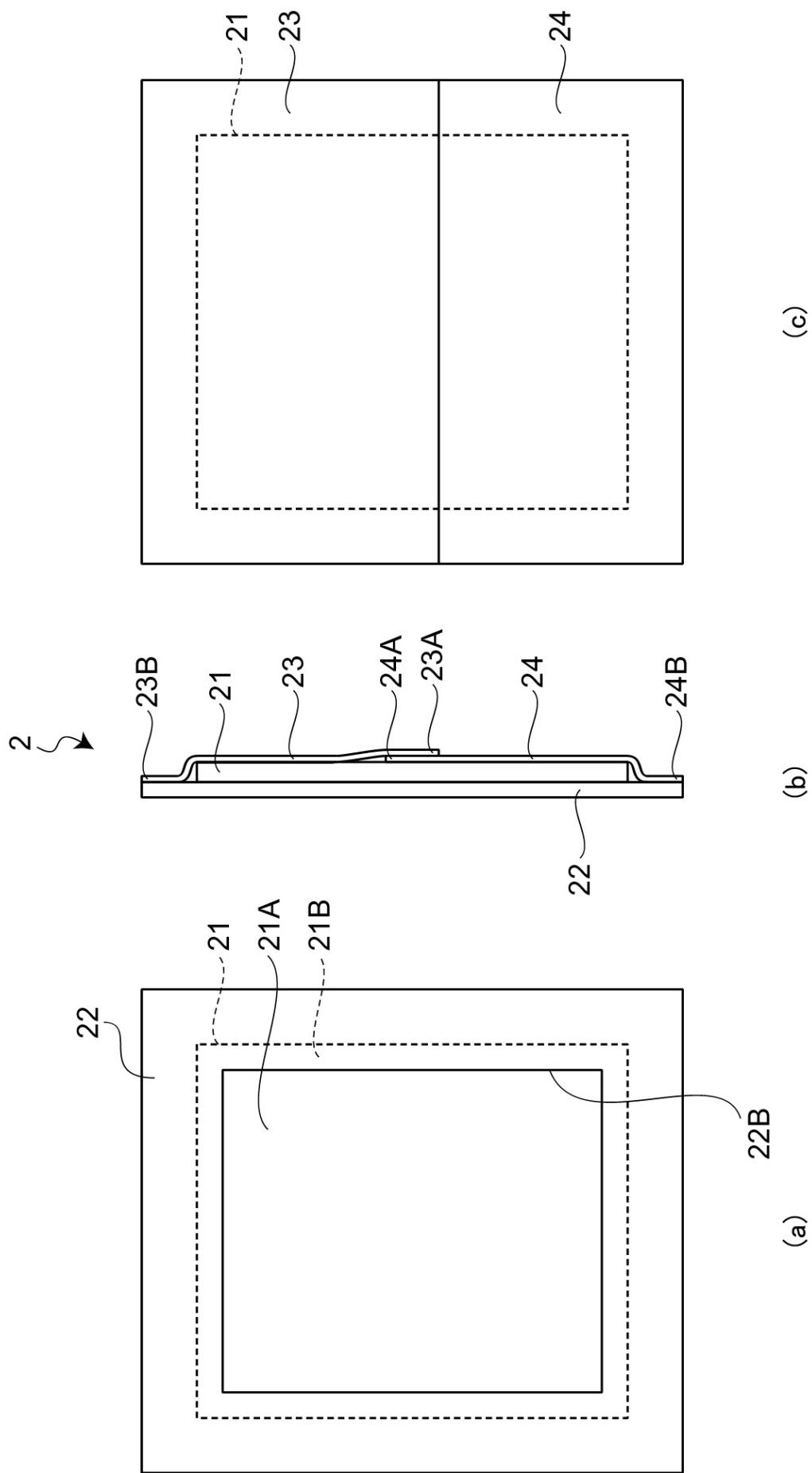
【図2】



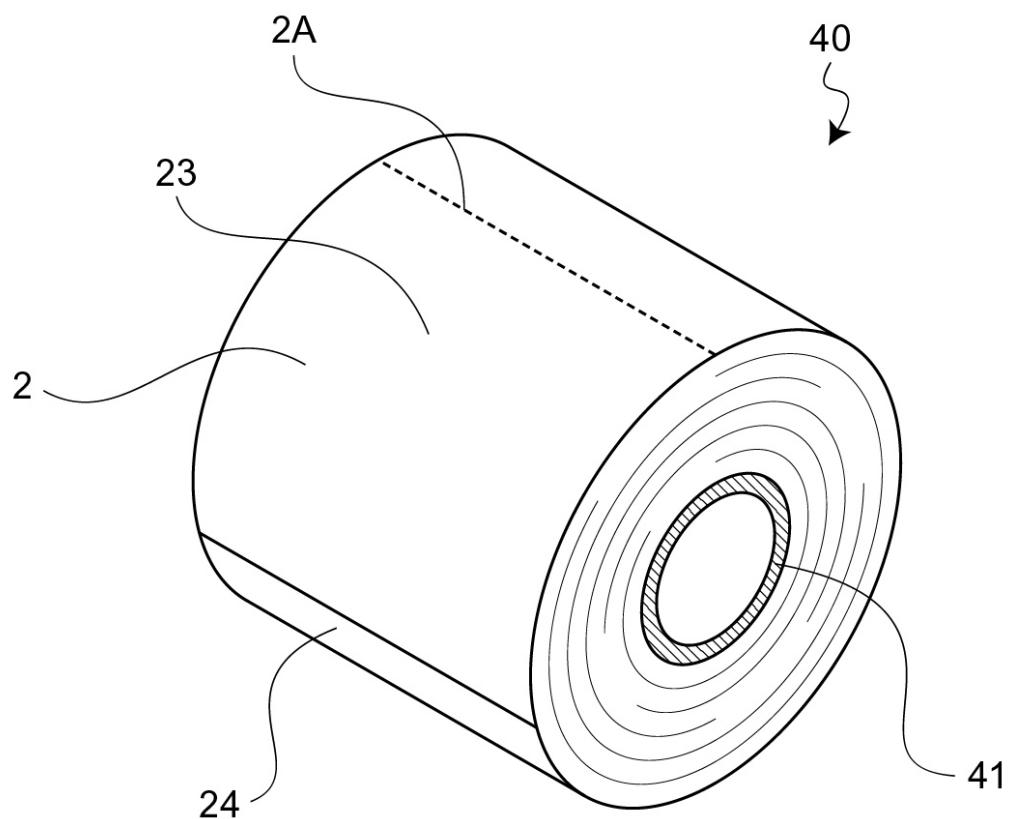
【図3】



【図4】



【図5】



【図6】

